

第184回定例研究会

1月18日(木)

於:国労会館およびZoom

韓国労働組合の組織転換とその課題

報告者:安 周永 氏(龍谷大学 政策学部 教授)

●本報告の目的

韓国労働組合は、日本と同様に企業別に組織されていたものの、1990年代末から産業別労働組合への転換を進めてきた。本報告では、その意義と課題を検討する。

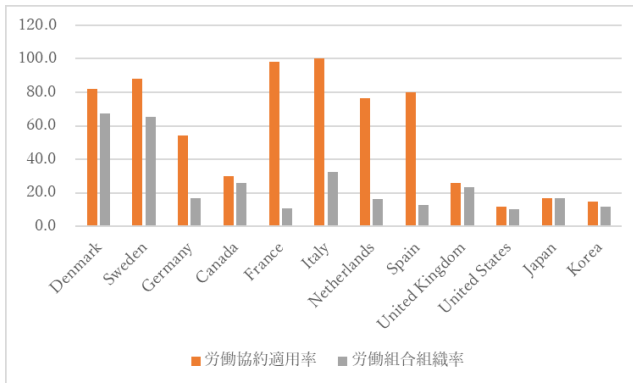
●日韓労働組合の課題

- 労働組合から排除されている労働者(日本と韓国の特殊性)

- 低下し続ける日本の組織率と

2010年代後半から上昇に転じた韓国の組織率

- ヨーロッパに比べて低い日本と韓国の労働協約適用率(2018年)



- 法的規制と労使自治の変化

- 技術革新による就労形態の多様化

- 労働者代表性の問題

- 集团的労使関係から個別的労使関係

- 福祉国家の再編→ 社会的投資

⇒ 労働運動の再生が主な争点

- 社会運動ユニオニズム: 社会運動との連携

- ⇔ ビジネス・ユニオニズム

- 社会的協約: 労働協約に比べて強制力がないものの世論の喚起

- 政党との関係の再構築: ポピュリズム時代における労働運動

●韓国労働組合の構造

- 労働組合の特徴

- 権威主義的政権下の御用労組

- 民主化後の新しい労働運動の誕生

- 民主労総

- 民主労総: 産別労働組合への転換、労働者を代表する政党

- 韓国労総の変化: 民主労総との競合による変化

- 産別労働組合への転換の内容

- 財政: 組合費の約50%(金属、病院)が企業支部へ

- 人的資源: 産別労組へ集中的に配分

- 保守政権の組合活動の抑制への対抗、非組合員の組織化

- 権限(労使交渉、労働協約): 依然として

- 企業支部があり ← 賃金格差、経営者団体

- 賃金標準化の失敗など組織転換に対する批判的評価

- 産業別労働組合の多様な形態

- 財政、人的資源、権限が組織によって異なる。

- 争議権に関しては産別労組が持つという原則

●なぜ変化したのか(それぞれの産別労組による違い)

- 労働組合の主体的力量、組合のリーダーシップ

- 民主労総と韓国労総の温度差

- 環境要因

- アジア通貨危機の整理解雇と労働法改正

- 個別企業の対応の限界

- 労働組合法の改正: 複数労働組合の許可と会社による専従者の賃金払いの禁止

●韓国経験からの示唆

- 産別労働組合という構造が持つ利点

- 企業横断的対応が容易

- 非組合員の組織化が容易

- 産別労働組合によってすべての労働問題が解決できるわけではない

- 産別労働組合内部の多様性

- 企業別労働組合からの転換による組織間の多様性

- 全国組織のリーダーシップと現場の状況の考慮

- 地域労組と産別労組との関係

*連絡先: 〒420-0851 静岡市葵区黒金町55番地 静岡交通ビル3階301号(静岡県評内)

静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

メール roudouadv@cy.tnc.ne.jp ホームページ <http://shizuokarouken.sakura.ne.jp/index.html>